破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２０年（フ）第２３９号
岩手県紫波郡紫波町二日町字南七久保３番地
１　町営朝日ケ丘北住宅３号棟203号、開始決定時の住所岩手県紫波郡紫波町稲藤字川原68番地５
破産者　南田　　覺
１　破産債権の届出期間　平成21年12月18日まで
２　一般調査期日　平成22年２月３日午前11時
平成21年11月18日
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第６９号
長崎県諫早市高来町黒崎145番地１
破産者　坂口　儀則
１　破産債権の届出期間　平成21年12月22日まで
２　一般調査期日　平成22年２月17日午後３時
平成21年11月19日
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第８８４号
神戸市東灘区深江浜町77番地
破産者　有限会社エフキューブ
１　破産債権の届出期間　平成21年12月24日まで
２　一般調査期日　平成22年２月17日午前11時
平成21年11月18日
神戸地方裁判所第３民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期間

平成２１年（フ）第２４号
宮崎県東臼杵郡門川町大字門川尾末9032番地
破産者　川良　剛康
１　破産債権の届出期間　平成21年12月11日まで
２　一般調査期間　平成22年１月15日から平成22年１月29日まで
平成21年11月19日　宮崎地方裁判所延岡支部

破産債権の特別調査期間

平成２１年（フ）第１９５号
佐賀県佐賀市唐人１丁目５番34号
破産者　横田　靖也
特別調査期間　平成21年12月１日から平成21年12月15日まで
平成21年11月10日
佐賀地方裁判所民事部破産係

債権者集会招集

平成１９年（フ）第３５号
徳島市不動東町２丁目957番地の２
破産者　上原　啓史
１　期日　平成21年12月17日午後１時40分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年11月18日　　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２８５号
愛知県幡豆郡一色町大字味浜字中切102番地
破産者　有限会社愛幸住建
１　期日　平成22年１月25日午後３時15分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年11月19日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第７１９９号
大阪府泉大津市汐見町24番地の21
破産者　日生興産有限会社
１　期日　平成22年１月14日午後４時
２　会議の目的　財産状況報告、破産手続廃止に関する意見聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年11月13日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２００号
大阪府和泉市和気町２丁目３番４号サザンパークＧ棟507号室坂本章子方、開始決定時の住所大阪市港区築港４丁目９番11号
破産者　姫田　克人
１　期日　平成22年１月14日午後４時
２　会議の目的　財産状況報告、破産手続廃止に関する意見聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年11月13日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第３３号
山口県下松市瑞穂町２丁目９番36号
破産者　有馬　政子
異議申述期間　平成21年12月21日まで
平成21年11月19日　山口地方裁判所周南支部

免 責 決 定

平成１５年（モ）第４２９６号
（平成１５年（フ）第３１６号）
岐阜県羽島郡笠松町田代554番地の６、宣告時の住所岐阜市山県岩223番地１
破産者　深尾　正俊
主文　破産者を免責する。
平成21年11月17日　　岐阜地方裁判所

免責決定確定

平成１８年（モ）第１２０３０号
（平成１６年（フ）第４０８７号）
福岡県大野城市緑ヶ丘３丁目15番18号
破産者　山奇　直樹
１　主文　破産者を免責する。
２　決定確定日　平成21年11月17日
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算開始

平成２１年（ヒ）第１２号
新潟市中央区女池神明３丁目10番地５
清算株式会社　株式会社エッグ
代表清算人　吉備津　滋
１　決定年月日　平成21年11月18日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
新潟地方裁判所第１民事部

平成２１年（ヒ）第１３号
新潟市中央区女池神明３丁目10番地５
清算株式会社　株式会社シュタープ
代表清算人　吉備津　滋
１　決定年月日　平成21年11月18日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
新潟地方裁判所第１民事部

更生手続終結

平成１３年（ミ）第４号
大阪市中央区北浜３丁目６番13号
更生会社　株式会社シャロン
管財人　弁護士法人淀屋橋・山上合同
１　決定年月日　平成21年11月16日
２　主文　本件更生手続を終結する。
３　理由の要旨　更生計画が遂行がされた。
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

平成２１年（再）第５２号
大阪府堺市北区百舌鳥陵南町３丁224番地
再生債務者　日の本土木株式会社
１　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年12月18日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成22年２月４日から平成22年２月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再）第５３号
大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分615番地の２
再生債務者　小松製粉工業株式会社
１　決定年月日時　平成21年11月16日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年12月21日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成22年１月25日から平成22年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２１年（再）第２０号
名古屋市昭和区川原通５丁目２番地の３
再生債務者　ロイヤルインターナショナル株式会社
１　決議に付する計画案　平成21年10月16日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成21年12月21日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成21年12月14日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成21年12月７日
平成21年11月13日
名古屋地方裁判所民事第２部